

## 災害時の福祉的支援の広域ネットワークについて

未曾有の大災害となった東日本大震災では、災害時における多くの課題が浮き彫りとなり、とりわけ、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方々に対する支援については、2次的被害を防ぐために、福祉の機能を確保することの重要性が明らかとなった。

国からは、平成24年12月に開催された「災害時における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワークの構築」に関する説明会において、まず都道府県単位での取組を進めて欲しい旨の依頼があり、それを受けて各県においては、東日本大震災時に行った施設の相互応援や福祉専門職の派遣等の経験を踏まえ、支援ネットワークの構築を検討しているところである。

しかしながら、大規模災害時には都道府県の枠を超えた支援が必要となることから、その活動を効果的、効率的に実施するためには、広域的な調整機能や、支援の実施内容、手順などの全国的な共通化が不可欠である。

については、災害時における広域的な福祉的支援体制の強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 災害時における施設間の相互支援（施設利用者の受入れ、職員派遣）の広域的な実施にあたっては、国において都道府県の窓口と一元的な調整が行われる仕組みを創設すること。
- 2 避難所等で福祉的ニーズの把握等を行う福祉専門職の派遣チームについては、災害救助法に基づく支援として明確に位置づけた上で、派遣元が支弁した費用については、被災自治体を通さない国への直接請求を制度化すること。

また、国において全国統一的な活動要領を作成し、当該チームを含む専門職員の派遣調整システムを早急に構築するとともに、各都道府県において実施する福祉専門職の派遣チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことのないよう、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を講じること。